

### コミュニティセンター開放日程表 平成16年11月～平成17年3月 圏市民生活課☎72-3191

中学生以下障がいのある方は、生徒手帳・身体障害者手帳等を提示することで使用料が免除となりますので、必ず持参してください。  
 ●各コミュニティセンターの券売機で利用券を購入してください。●一般開放・無料開放ともに、ご利用前に受付で名簿へ氏名等を記入してください。  
 ●17時以降の利用は、小中学生は保護者等の同伴、高校生は生徒手帳の提示が必要です。●開放は行事などで中止となる場合があります。その場合は、2週間前からロビー内日程表の横に掲示します。●利用状況により、開放内容の変更もあります。●休館日が祝日等にあたる場合は、翌平日が休館日となります。

#### 花川北コミュニティセンター 花川北3-2-198-1 ☎0133-74-6525

休館日：第2・4月曜日

一般開放(1人1枠100円)									無料開放		
区分	ホール				ホール内ステージ				区分	1階和室(高齢者開放)	
時間	10:00～12:00	12:30～14:30	15:00～17:00	18:30～20:30	10:00～12:00	12:30～14:30	15:00～17:00	18:30～20:30	期間	1年中	
月	卓球	バウンドテニス	スポンジテニス	バドミントン	○	○	○	○	時間	10:00～17:00	
火	バウンドテニス	卓球	バドミントン	スポンジテニス	○	○	○	○	上記時間内で利用できます。		
水	卓球	フィットネス	スポンジテニス	卓球	○	×	○	○	<b>注意事項</b> ・開放用途は囲碁、将棋、談話、テレビ観覧。 ・60歳以上の方が対象		
木	バウンドテニス	フィットネス	卓球	スポンジテニス	○	×	○	○			
金	ミニバレー	卓球	スポンジテニス	卓球	○	○	○	○			
土	バウンドテニス	卓球	バドミントン	ミニバレー	○	○	○	○			
日	卓球	バドミントン	バウンドテニス	バドミントン	○	○	○	○			
摘要	・用具と上履きを持参してください。 ・利用者が多い場合は、交代をお願いします。 ・フィットネス開放はフォークダンス・リズム体操などです。				・開放用途は舞踊、コーラス、演劇等。(申込前にコミセンとの相談が必要) ・使用申込受付は1週間前から。 ・週2回以上の使用は原則不可。 ・定期的な使用は不可。						

#### 花川南コミュニティセンター 花川南6-5-27-2 ☎0133-73-5300

休館日：第1・3月曜日

一般開放(1人1枠100円)									無料開放		
区分	アリーナ				多目的ホール				区分	トレーニングルーム	
時間	10:00～12:00	12:30～14:30	15:00～17:00	18:30～20:30	健康づくり開放	①10:00～12:00 ②12:30～14:30 ③15:00～17:00			期間	1年中	
月	バウンドテニス	卓球	バドミントン	ミニバレー		火	剣道			時間	10:00～20:30
火	ゲートボール	硬式テニス	バドミントン	剣道	18:30～20:30			上記時間内で利用できます。			
水	卓球	バウンドテニス	ミニバレー	バドミントン	水	リズム体操		12:30～14:30		<b>注意事項</b> ・上履きを持参してください。 ・高校生以上が対象です。	
木	フィットネス	スポンジテニス	ソフトテニス	バレーボール	木	柔道		18:30～20:30			
金	卓球	バウンドテニス	バスケットボール	ミニバレー	金	少林寺拳法		①15:00～17:00 ②18:30～20:30			
土	ミニバレー	バドミントン	卓球	バレーボール	土	スポーツチャンバラ		13:30～15:30			
日	スポンジテニス	卓球	バドミントン	ミニバレー							
摘要	・用具と上履きを持参してください。 ・利用者が多い場合は、交代をお願いします。 ・フィットネス開放はエアロビクスとジャズダンスです。				・健康づくり開放の内容については、コミセンへ確認してください。						

#### 八幡コミュニティセンター 八幡2-332-12 ☎0133-66-4261

休館日：第2・4月曜日

一般開放(1人1枠100円)										無料開放				
区分	アリーナ				会議室A				和室A	区分	和室A・B(高齢者開放)			
時間	10:00～12:00	12:30～14:30	15:00～17:00	18:30～20:30	10:00～12:00	12:30～14:30	15:00～17:00	18:30～20:30	18:30～20:30	期間	1年中			
月	バドミントン	卓球	バウンドテニス	卓球	・上記時間枠で利用できます。 ・開放用途は舞踊、生花、カラオケ、民謡、三味線等。(申込前にコミセンとの相談が必要) ・使用申込受付は1週間前から。 ・週2回以上の使用は原則不可。 ・定期的な使用は原則不可。							時間	10:00～17:00	
火	卓球	バドミントン	バウンドテニス	バドミントン								上記時間内で利用できます。		
水	ゲートボール	ゲートボール	卓球	ミニバレー								<b>注意事項</b> ・開放用途は囲碁、将棋、談話、テレビ観覧。 ・60歳以上の方が対象。		
木	健康づくり	バウンドテニス	卓球	少林寺拳法										
金	ゲートボール	ゲートボール	バウンドテニス	バドミントン										
土	卓球	バウンドテニス	バドミントン	卓球										
日	バウンドテニス	卓球	バドミントン	ミニバレー										
摘要	・用具と上履きを持参してください。 ・利用者が多い場合は、交代をお願いします。													

### ☆ コミュニティセンターからのお願い ☆

- ◎ コミセンはISO14001を取得し、温度設定、ゴミの減量等により環境問題へ取り組んでいます。ご協力をお願いします。
  - ◎ 館内は禁煙です。携帯灰皿を持参の上、館外でマナーを守って喫煙をお願いします。
  - ◎ 開放使用において混み合う場合は、みなさんが平等に利用できるよう、交替でのご利用をお願いします。
- コミュニティセンターはみんなの施設です。マナーを守り、大切に使いましょう。



# 防災

## 定期普通救命講習会

日時 11月21日(日)9時〜12時  
 場所 石狩消防署(花川北1・1)  
 受講料 無料

※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

※グループ単位(10人程度)で受講する場合の講師派遣、小児・乳児を対象にした救命手当などの講習会も受け付けています。  
 申込・問合せ 石狩消防署警備課 74・7024

## 火災を防ぐポイント ～台所編～

台所はコンロなど火を使う機会が多く、火災が発生する可能性が高いところです。あなたの家の台所は大丈夫ですか？

次の項目に注意しましょう。

- ・コンロの周りに燃えやすいものが置かれていないか。
- ・調理中にコンロのそばを離れる時は必ず火を消しているか。
- ・使用中は衣類に火がつかないように気をつけているか。
- ・コンロが壁に近すぎないか。
- ・コンロの上にふきんなどを干していないか。

## 【電気コード・コンセントは?】

・コンセントは冷蔵庫の裏など普段隠れている所も含め、ほこりなど積もっていないか。  
 ・タコ足配線になっていないか。  
 ・コンセントのプラグが熱くなっていないか。

## 【その他】

・消火器はすぐ使える所にあるか。  
 ・壊れかかった電気製品を使っていないか。

問合せ 石狩消防署予防課 74・7165

## そのほか

## 勤労者福祉資金

中小企業にお勤めの方、季節労働者、離職者に「生活資金」を融資する制度があります。今年度から季節労働者・離職者向け融資については、連帯保証人が不必要になりました。融資対象や条件などの詳細は、各金融機関(北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合)、各支庁商工労働観光課、北海道経済部金融課へお問い合わせください。

資金使途 医療、災害、教育、冠婚葬祭、一般生活費等

## 融資利率

中小企業に働く方 年1・5%  
 季節労働者・離職者 年0・6%

融資金額 100万円以内

融資期間 5年以内

償還方法 元利均等月賦償還(半年賦併用可)

問合せ 北海道経済部金融課 011・231・4111  
 (内線26・365)

## 公共下水道事業計画の変更

変更案について8月2日〜9月1日に縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。次いで9月16日に北海道知事から認可されました。

問合せ 下水道建設課 72・3176

## 用途地域の変更

用途地域の定期見直しに関する都市計画変更のうち、札幌圏都市計画用途地域の変更(北海道決定)について、左記の市民参加手続を経て石狩市案を9月29日付けで市長決定し、9月30日付けで北海道へ提出しました。

①説明会(意見聴取) 7月1日〜8日に各地区ごとに説明会を行い、出されたご意見を検討した上で石狩市案を作成しました。

②第3回石狩市都市計画審議会 9月3日開催の同審議会へ石狩市案を諮問した結果、妥当であると答申されました。

※なお、この都市計画は平成17年3月末に北海道決定される予定です。詳細は石狩市ホームページをご覧ください。

問合せ 都市計画課 72・3162

## 市税等の納税相談

市税等の納付が遅れると、納期限の翌日から納付日まで年14・6%の延滞金が増算され、負担が大きくなります。一度に納税することが難しい場合は、分割納税等の相談も受けています。ご連絡がないまま滞納が続くと、誠意がないものとして、預貯金・給与・不動産等の調査をし、差押を実施することがあります。

平日(日中)、市税、国民健康保険税、上下水道使用料の納付や納付相談に、来られない方のために、毎月第4木・日曜を相談日として窓口を開設しています。ご利用ください。

## 【11月の市税等納付相談日】

11月25日(木)20時まで  
 11月28日(日)10時〜15時

## 【各相談窓口】

●市税関係 納税課 72・3118

●国民健康保険税 国民健康保険課 72・3123

●上下水道使用料 業務課

72・3133

## 建設雇用改善推進月間

厚生労働省、国土交通省、雇用・能力開発機構では、建設労働者の雇用の安定の向上などの雇用改善について、事業主や関係者に理解と関心をより一層高めていただくため、毎年11月を「建設雇用改善推進月間」と定め、各種行事や啓発活動を展開してまいります。事業主や関係者は、雇用改善のための各種援助制度を活用され、建設業を支える労働者の雇用改善にご尽力願います。

問合せ ハローワーク札幌北 011・743・8609  
 (内線144)

## 一緒に考えよう 森林・農地の大切さ

きれいな水や緑、空気は、森林や農地がもたらす大切な恵みです。国土保全奨励制度全国研究協議会は、森林や農地の重要性や農山村地域活性化の必要性を訴えています。11月は「もりとふるさと月間」、11月18日は「もりとふるさとの日」に定めています。

問合せ 国土保全奨励制度全国研究協議会 0985・26・7157